別記第１号様式（第５条関係）

長生村交流センター使用申請書

年　　月　　日

　長生村教育委員会　様

申請者(団体)　　住所

団体名

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

長生村交流センターの施設を使用したいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行事名 |  | | | | | | | | | | |
| 使用内容 | 1　学習　　2　会議　　3　講演　　4　音楽  　5　映画　　6　その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | | |
| 使用目的 |  | | | | | | | | | | |
| 使用日時 | 年　　　月　　　日(　　　曜日) | | | | | | | | 使用予定人数 | | |
| 1　午前の部（9時～12時30分）  2　午後の部（13時～16時30分）  3　夜間の部  （17時～21時のうち　　時～　　時まで） | | | | | | | | 人 | | |
| 使用施設 | 1　講堂　2　第1会議室　3　和室　4　第2会議室　5　ﾀﾞﾝｽﾙｰﾑ  6　第3会議室（３室　２室　１室）　7　防音室　8　研修室  9　子育てルーム　10　陶芸室　11　陶芸用窯 | | | | | | | | | | |
| 附属設備等 | 名称 | | | 数量 | | | 名称 | | | | 数量 |
|  | | |  | | |  | | | |  |
|  | | |  | | |  | | | |  |
| 使用当日責任者 | 住所 |  | | | | | | | | | |
| 氏名 |  | | | | 電話 | |  | | | |
| 減免申請 | 無 ・ 有（別添、長生村交流センター使用料減免申請書のとおり） | | | | | | | | | | |
| 減免の可否 | 可　・　否 | | 減免の割合 | | 全額　・　半額 | | | | | | |
| 使用料 | 金　　　　　　　　　　　　円 | | | | | | | | | 受領印 | |

※氏名を自署し、身分証明書を提示した場合は、押印を省略することができる。

第５号様式（第９条関係）

長生村交流センター使用料減免申請書

年　　月　　日

　長生村教育委員会　様

申請者(団体)　　住所

団体名

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

　別添、長生村交流センター使用申請書に係る施設等の使用料について、長生村交流センター管理運営規則第９条の規定により減免を申請します。

１　減免を受けようとする理由（裏面で確認して該当するものを○で囲むこと。）

規則第９条第１項

(1)　(2)　(3)　(4)　(5)ア　(5)イ　(6)　(7)ア　(7)イ　(7)ウ　(8)　(9)　(10)

２　添付書類

　会則等　・　実施要領等　・　予算書及び決算書　・　使用者（会員）名簿

※（1）の主催事業の場合又は（3）の場合は、実施要領等の提出のみとする。

※（1）の共催事業の場合又は（2）の後援事業の場合は、共催承認書又は後援承認書の提出をもって添付書類に代えることができる。

※（4）、（5）及び（6）の場合は、実施要領等及び使用者（会員）名簿の提出のみとする。

※（7）及び（8）の場合は、添付書類の提出を省略することができる。

※氏名を自署し、身分証明書を提示した場合は、押印を省略することができる。

（裏面）

⑴　村又は教育委員会が主催し、又は共催する事業で使用するとき　全額

　⑵　村又は教育委員会が後援する事業で使用するとき　半額

　⑶　国又は他の地方公共団体が主催する事業で使用するとき　半額

　⑷　村内の社会教育関係団体、青少年関係団体、スポーツ活動関係団体及び福祉関係団体が自らの行事等のために使用するとき　全額

　⑸　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条に規定する保育所（以下「学校等」という。）が自らの行事等のために使用するとき　学校等の区分に応じ、次に定める額

　　ア　村内の学校等　全額

　　イ　村外の学校等　半額

　⑹　村内の公益性のある団体が、営利を目的とせず自らの行事等のために使用するとき　半額

　⑺　長生村生涯学習クラブ認定に関する要綱（平成２０年長生村教育委員会告示第２号）に基づき、長生村生涯学習クラブとして認定された団体が使用するとき　事業内容の区分に応じ、次に定める額

ア　青少年健全育成に関する事業　全額

イ　子育て支援に関する事業　全額

ウ　それ以外の事業　半額

　⑻　長生村体育クラブ認定に関する要綱（平成３１年長生村教育委員会告示第２号）に基づき、長生村体育クラブとして認定された団体が使用するとき　半額

　⑼　村内に住所を有する者が５名以上在籍し、かつ、その割合が過半数を超える団体が、条例第６条各号に掲げる事業を行うとき　半額

　⑽　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の事由があると認めたとき　全額又は半額